

千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する令和7年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市教育振興財団（以下「乙」という。）とは、令和7年2月28日付けで締結した千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第48条第3項、第49条及び第71条第3項の規定に基づき、千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する令和7年度の協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定書第48条第3項の令和7年度の指定管理料は、622,017,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定書第49条の月次指定管理料は、次表のとおりとする。

区分	金額
令和7年4月	51,843,000円
令和7年5月～令和8年3月	51,834,000円

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定書第71条第3項の利益の還元の方法は、次の各号の定めるとおりとする。

（1）剰余金の額の算定及び剰余金に係る報告書の提出期限 令和8年6月末日

（2）還元の方法 甲の発行する納入通知書により令和8年7月末日までに甲に納付

2 基本協定書第71条第1項の剰余金が同項の総収入の5パーセントを超え10パーセント以下の場合の利益の還元の方法及び期限は、次の各号の定めるとおりとする。

（1）剰余金の額の算定並びに剰余金及び利益の還元の具体的な方法に係る報告書の提出期限
令和8年6月末日

（2）還元の期限 令和9年3月末

（疑義等の決定）

第4条 この協定及び基本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

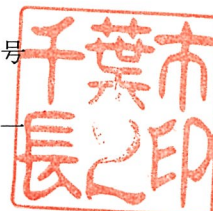
本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一



乙 千葉市中央区弁天3丁目7番7号

公益財団法人 千葉市教育振興財団

理事長 飯田正夫

